

第7号議案

給与規程の一部改正について（案）

平成30年度点字図書館運営費補助金が、平成30年度人事院勧告に基づき増額変更されることから、給与規程の一部（第4条：給料表別表3）を改正することとし、平成30年4月1日に遡及し施行するもの。

改正前（現行）	改正後
<p>第1条～第3条 略</p> <p>（給料表）</p> <p>第4条 給料は、別表3に定める給料表の級及び号給により支給する。</p> <p>2 初任給は、初任給格付表（別表1）、前歴換算表（別表2）、給料表（別表3）により、理事長が定める。</p> <p>第5条～第24条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～31 略</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>（給料表）</p> <p>第4条 改正前に同じ</p> <p><u>給料表（別表3）を別添1のとおり改正する。</u></p> <p>第5条～第24条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～31 略</p> <p><u>32 この規程の一部を平成31年3月8日に改正し、平成30年4月1日から施行する。</u></p>